



KOYA INFORMATION



税理士法人 小山 会 計

2022'
11月



11日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : http://www.koa-g.com

2022年12月の予定

- ・保険料控除申告書、基礎控除兼配偶者控除他申告書の提出(今年最後の給与受取日の前日迄)
- ・給与所得者の年末調整(今年最後の給与支払をする時)
- ・個人の消費税の課税事業者選択届出(31日迄)
- ・個人の消費税簡易課税選択届出(31日迄)
- ・固定資産税及び都市計画税第3期分の納付
- ・健保・厚年被保険者賞与支払届(支払後5日以内)

2023年1月の予定

- ・納期特例を受けた源泉所得税(7~12月分)の納付
- ・源泉徴収票交付及び提出、法定調書提出(31日迄)
- ・扶養控除等申告書の提出(来年初の給与受取日の前日迄)
- ・給与支払報告書提出、固定資産税の償却資産に関する申告(31日迄)
- ・個人住民税第4期分の納付、労働保険料第3期分納付(31日迄、労保は事務組合委託の場合2/14迄)

2022年12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2023年1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※ は事務所全体が休みです。

最近思うこと

22' November

税理士法人 小山会計 専務 小山宏幸

2か月程前、経営の神様または「カリスマ経営者」と言われた京セラ創業者の稲盛和夫氏の死去のニュースが飛び込んだ。稲盛氏の「京セラフィロソフィ・経営12カ条」の講演テープを擦り切れるほど聞き、「盛和塾」(経営者が稲盛氏の経営哲学・人生哲学を学ぶための勉強会。国内だけでなくブラジル・アメリカ・中国などにも支部があり、1万5千人の塾生が学んだ)に一時属していた自分としては、一つの大切な心の柱を失った感がある。九十歳という高齢とはいえ、まだまだ日本の経済界を指導し、日本人としての正しい生き方を説き、我々を導いてほしかった。鹿兒島出身の稲盛氏は大変な苦勞と危機を乗り越えて、町工場であった京都セラミック(のちの京セラ)を一代で世界的企業に成長させた。経営の天才ではなく努力のひとと評される。八四年の通信自由化に際し、規制緩和を求める経済人の急先鋒として、当時の日本電信電話公社の独占市場に風穴を開けた第二電電(現KDDI)の創業は、稲盛氏の名前を世の中に知らしめることになった。稲盛経営が成功している要因の元は、すべて稲盛氏の多くの経験の中から生まれた「京セラフィロソフィ」という考え方であろう。

改めて自分が「盛和塾」で学んでいた当時の資料をひっくり返してみた。「京セラフィロソフィ」の中で出てくる言葉は、今でも色あせることなく輝いていた。

人生・仕事の結果は「考え方×熱意×能力」(考え方がマイナスの人はすべて、仕事も人生もマイナスになる)、「誰にも負けない努力をする」「心を高める・人格を磨く」「公明正大に利益を追求する」「動機善なりや、私心なかりしか」「世のため人のため」「素直・謙虚・感謝・明るく・信頼・本質・仲間のために……」そして「利他の心」(周りの人を幸せにする人が幸せになる)と「敬天愛人」(京セラの社訓にもなっている西郷隆盛の遺訓)など、経営者として人間として、何が正しいかの判断基準で満ち溢れている。

何といっても稲盛氏の真骨頂はJALの再生だ。独自の「フィロソフィ」を導入して「親方日の丸」「官僚的」とされたJALの企業風土を転換、社内ベクトルを一つに合わせた。一切の対価を求めず「善きことをなしたい」という稲盛氏の私心のない純粋な思いが社員の心に火をつけたと言われる。そして「稲盛会計学」と「アメーバ経営」でコスト削減し、わずか2年半の異例のスピードで再上場を果たしている。

この経営に対する理念や哲学、経営手法も人生哲学もすべて、混迷した今にこそ必要であり、我々はもう一度、稲盛経営学を学ぶべきであり、さらにこれから我々日本人の生き方の道しるべになることだろう。

(稲盛和夫著 書籍多数より抜粋)

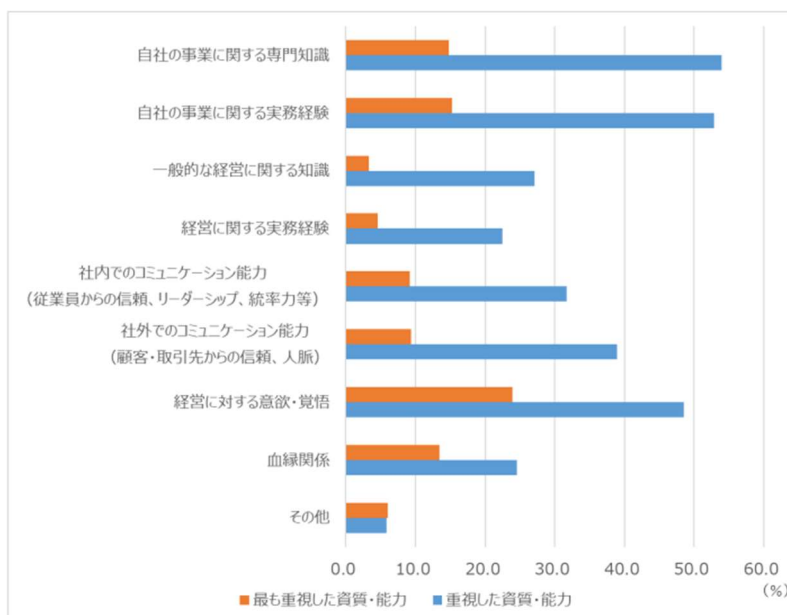


後継者教育について

中小企業の経営者の事業承継問題は、近年重大な国の問題として取り上げられてきています。そのため、中小企業庁が中小企業ガイドラインを公表し、事業承継を促しています。今回はその中で、後継者教育の点についてガイドラインから抜粋してご説明します。

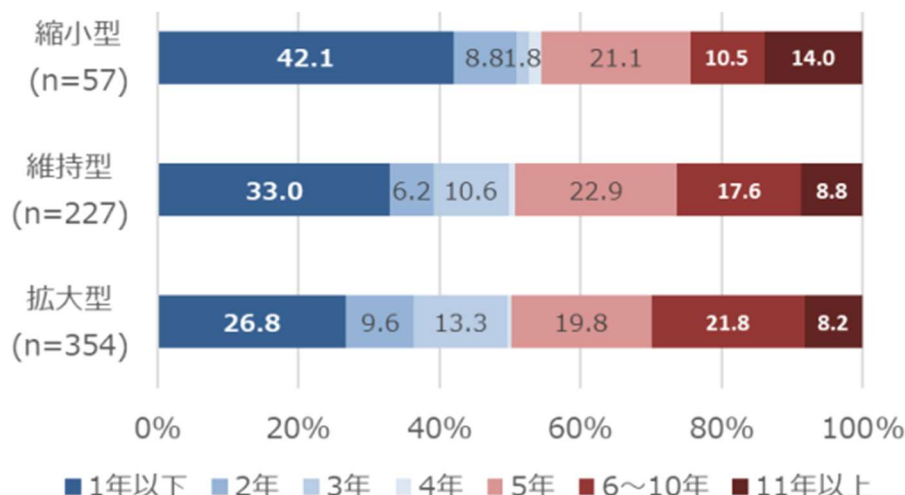
中小企業の経営者には、事業運営に関する現場の知見はもちろん、営業、財務、労務等の経営管理に関する幅広い知見も必要となります。実際、現経営者が後継者を決定する上で重視した資質・能力としては、「**経営に対する意欲・覚悟**」に加え、「**自社の事業に関する専門知識**」や「**自社の事業に関する実務経験**」の割合が高く、**知識や経験が重視**されていますⁱ。

図表 1 後継者を決定する上で重視した資質・能力



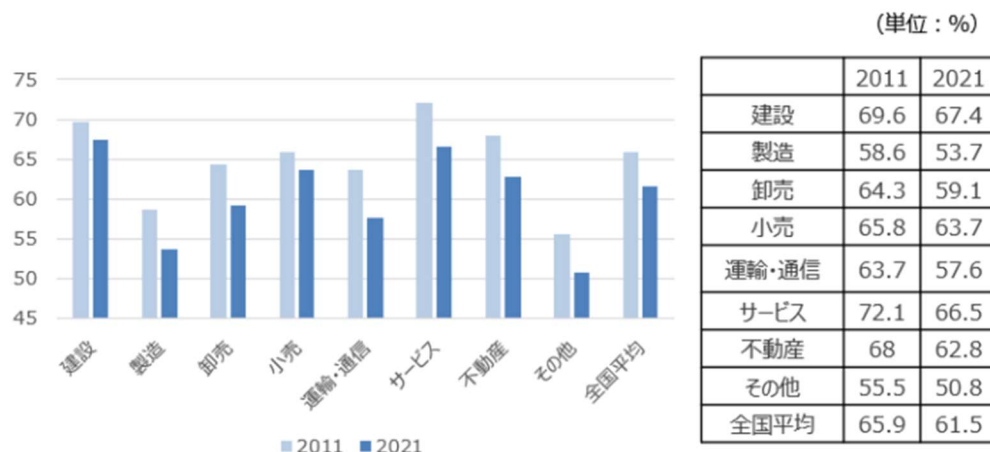
このような能力を短期間で習得することは不可能であるから、後継者教育には十分な期間を準備し、必要な経験を積ませる必要があります。事業を引き継ぐことが決定している後継者候補が経営者になるために必要だと思う準備期間は、「1年以下」の短期も少なくない一方で、**5年以上との回答が約 5 割**を占めますⁱⁱ。

図表 2 後継決定者が経営者になるために必要だと思う準備期間

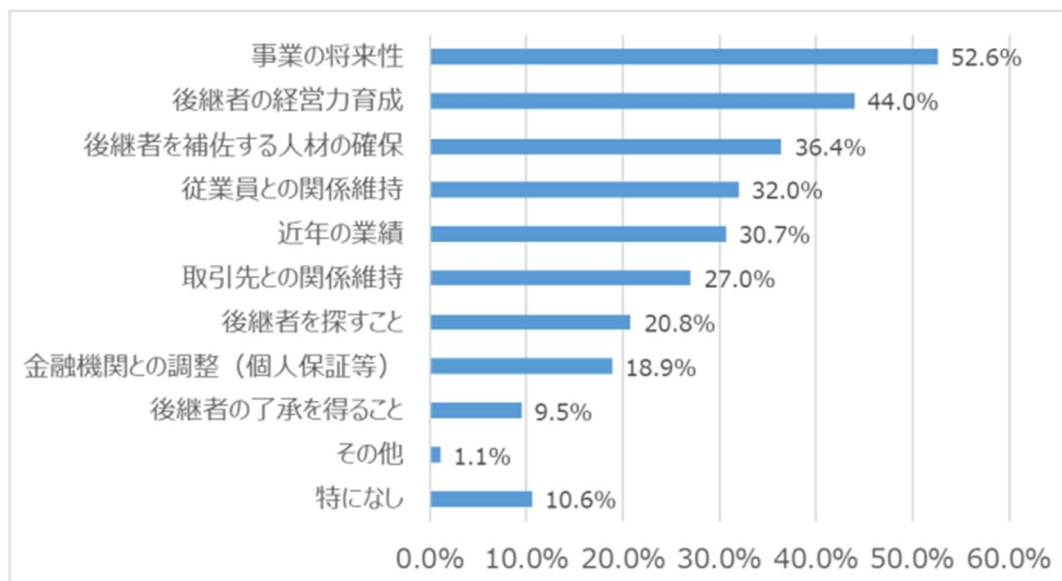


このように、後継者が必要な能力を習得できるかが事業承継に当たっての大きな課題となります。実際、現経営者のうち、事業承継に対する課題として「後継者の経営力育成」を挙げる人は、「事業の将来性」に次いで多く、4割強を占めています。後継者候補の側も同様の問題意識であり、事業を継ぐことに前向きでない理由として「自身の能力の不足」を挙げる人が57.6%と最も多くなっています。

図表3 業種別後継者不在率の変化（2011→21年）



図表4 現経営者にとっての事業承継の課題



事業承継ガイドラインでは、以上のように説明し、「後継者候補が決まり、近い将来に事業承継を行う予定であれば、その時期に合わせて、社内教育と社外教育をうまく組み合わせ、後継者教育を計画的に行っていく必要がある。」としています。参考にしていただければ幸いです。

事業承継専門室長 森川 宜彦

i （出典）中小企業庁「中小企業白書」（2019年版）、みずほ情報総研(株)「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」（2018年12月）

ii （出典）中小企業庁「中小企業白書」（2019年版）、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業・小規模事業者における経営者の参入に関する調査」（2018年12月）

第3回 経営者の相続準備について

相続手続支援センター東信では、相続に関するご相談をお受けしています。専任相談員の岩下さんに相続手続に関するあれこれを伺っています。第3回目は経営者の相続準備についてです。



岩下博明 行政書士
相続手続支援センター東信専任相談員

(森川) 本日は、よろしくお願ひします。私は小山会計で経営者の事業承継の相談を受けています。経営者の相続について準備すべきことで、どんなことに注意が必要かについて、ぜひお聞きしたいです。

(岩下) 一口に経営者といっても、法人か個人事業主かによって対応は異なりますね。

法人の経営者の方のご相談が多いので、今回は、「法人のオーナー経営者」の場合でお願いします。

法人オーナーの相続でよく問題になるのは所有する自社株

の評価額を気にしておらず、対策を取っていないことです。

自社株の評価は重要

私は、事業承継で自社株対策のお手伝いをしているので、自社株の株価評価は行っています。が、一般の経営者の方は、自社株の評価をしていないものなのではないでしょうか？

自社株の評価を聞いても答えられない経営者の方が多いです。株を移動するには税金の問題が生じるので、評価を考慮すべきですが、評価せずに移動したり、対策を行う前に

相続が発生すると、問題になりかねません。

自社株対策をしなかった為に起こった問題のケースとは？

自社株対策をしていなくて相続になった場合には、どのような問題が発生しますか？また過去の事例はありますか？

設立した時から順調に業績を伸ばし利益を出している会社では、自社株の評価が出資額の10倍、20倍になることもあります。出資した資本金は額面で数十万円なのに、税法上の評価額が数千万円になるということです。評価額をもとに課税されるため、多額の自社株を相続する後継者が、その納税資金の調達に四苦八苦することもあります。事前の対策をとっていれば回避できたかもしれないケースです。

なるほど、予期しない相続税負担は後継者にとって重荷になりかねないので、対策をとっておくことは重要ですね。

しかし、事業承継を進めるに当たり自社株の評価を行います。自社株の評価の計算は結構複雑ですね。

様々な要因で評価方式が異なるため、計算される評価額も違います。複雑なので、自社株の評価をしていない経営者が結構多いのが現状です。

自社株の評価額の確認方法

決算書などの財務諸表のどこを見ると株価がわかりますか？資本金や利益剰余金の額によつて、自分で判断できるものなのでしょうか？

利益の積立額だけで計算するかというと、そうでもなくて、同族会社であるか否か・事業の規模の大小・従業員数等々で、評価の方式が異なります。

自社株の株式評価をしないと、そもそも相続財産の総額がわからないですね。だからといって自分で評価するのは難しいようですね。

(裏面(続く))



(聞き手) 森川宜彦
(税)小山会計 事業承継専門室長

シリーズ 相続手続支援センター相談員に聞いてみた

第3回 経営者の相続準備について

(前面より続き)

自社株を考えるには、一度評価をしてみることをお勧めします。その上で、自社株対策を検討することができれば、相続税対策になります。

小山会計では、事業承継、相続も含めたご相談を、総合的に受け付けているので、自社株評価ばかりではなく、他に心配なことがあれば声をかけていただきたいと思います。

自社株以外でも、経営者個人名義の土地や建物などを会社で貸している場合も、注意が必要です。特に経営者個人のお金を会社で貸し付けてある場合は、要注意です。

経営者のお金を会社に貸し付けている場合の注意点とは？

代表者の貸付金は債権として個人の相続財産になるため、相続人としては相続税の対象となるからです。これを知らない方は多いです。

会社の経営が苦しいときに経営者やその家族からお金を融通することはあるようです。

事業承継と相続の問題は、セットで対策を考えましょう。

返さずにそのままになっているケースもありますね。

今回は相続財産についてしかお話できませんでしたが、経営者の相続については事業をどうするか、誰が引き継ぐのか、法人から退職金を払うかどうか等々、事前に考えておくべきことがあります。また次回お話させてください。

経営者には、事業承継と相続をセットで考えていただきたいですね。本日はありがとうございました。

相続は個人のことでありますが、会社経営者の相続は、様々なことを考える必要があります。事業承継や相続について、ご心配事やご不明な点等がある方は、ぜひ一度、税理士法人小山会計あるいは相続手続支援センター東信にお気軽にご連絡ください。



税理士法人 小山会計



- ・死亡後の相続手続のサポート
- ・生前相続あんしんプランの作成
- ・遺言書作成のサポート
- ・公正証書遺言の立会 等々

人と企業と未来をつなぐ
～事業承継・事業再生・M&A～

先ず何をしたらよいのでしょうか？

国の認定支援機関による経営改善計画策定
支援事業って、ご存知ですか？

一緒に経営改善計画を作って、未来を勝ち取りませんか？

まずは下記に、お気軽にご連絡ください。

～お気軽に ご相談ください～



Tel:0268-22-7615
fax:0268-22-7617

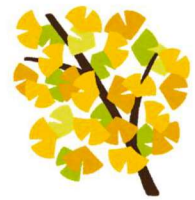
お困りごとは相続手続支援センター東信にお任せください

TEL:(0268)25-6789

自分で生きる 自分も生きる 自分を生きる 自分へ生きる

主題は わたし あなた そして私たち だから

わたしたちで生きる わたしたちも生きる わたしたちを生きる わたしたちへ生きる



「自分で生きる」。それは、自活。青年の自立、独立は、成人した市民、社会人の証(あかし)。自分の衣食住は自分で選び、自分で稼ぎ出す。昔からこれを、一人前、一丁前と呼んで尊んだものだ。それは、人生でいちばん美しい時かもしれない。

「自分も生きる」。それは、社会人として仕事と家庭の両立。中年の職業人と家庭人の両立は、犠牲と妥協、協力と共生のむずかしさだ。互いに支えあい、補い合って暮らしを創り、育む、ひたむきな生だ。それは人生で一番輝いている時かもしれない。

「自分を生きる」。それは、成熟した市民の楽しさ。熟年のたのもしさ、どこまでも自分を肥やし、お互いの個性、自他の充実を尊重し合う和やかな生だ。それは人生でいちばん豊かな時かもしれない。

「自分で生きる」。それは、死ぬまで生きる過程(プロセス)そのものが自分の尊厳。定年、退職から始まるその過程は、第二の青春ともいえる。これまでに、じわじわと心身に染み込んだ明暗の暮らしの垢(あか)は、わが影法師。その影法師と同行二人、今在る自分をしみじみと生きるのだ。自分は、自分の実りを実る。やがてつつましい一粒の麦を残して地に帰っていく。それは人生でいちばん厳(おごそ)かな時かもしれない。

人は独りでは生きられない。人々の間で相互に生きる相対的でしかも主体的な存在だ。だから人であると同時に人間なのだ。

人間の原型は、「わたし」と「あなた」。「わたし」が関わる人々、「あなた」に関わる人々、その総体が「私たち」だ。「わたし」と「あなた」の個々の能力と品性が高まれば、「私たち」の世界も良質になるにちがいない。

この文章は高校時代の担任の先生が書いた本の中の一部のものです。わたし自身 50 歳になり、少しはこの文章の意味がわかってきました。現在は「自分も生きる」と「自分を生きる」の間ぐらいを何とか生きているのかと思います。

わたしはお客様に恵まれています。上の文章を置き換えると、「わたし」と「お客様」。「わたし」が関わる人々、「お客様」に関わる人々、その総体が「私たち」だ。「わたし」と「お客様」の個々の能力と品性が高まれば、「私たち」の世界も良質になるにちがいない。

この気持ちで日々送れればと思います。 関口悦男先生、ありがとうございました。



編 集 後 記

秋も深まり、いよいよ今年も残り少なくなりましたね。この秋という季節は、空気がとても澄み切っていて、いつもより空が青く、そして高く見えるような気がします。なぜ秋の空は、このように高く青く見えるのでしょうか。

晴れをもちたらず高気圧は、季節によって出身地が違い、夏は南の海育ちに対し、秋は大陸育ちです。大陸育ちの高気圧は、空気中に含んでいる水蒸気が少なく空気が乾燥しています。その空気中には酸素分子と窒素分子が存在していて、粒子が小さい分子達は、太陽光の持つ7色の光の中の青や紫など波長が短い光を強く散乱し、そのため夏の空よりも青々と見え、高く感じられるのだそうです。実は春の高気圧も大陸育ちなのですが、春の大陸は雪や氷が溶け、植物があまり生えていないので、土や埃が舞いやすく空気中に塵や水滴が増えます。空気中に粒子の大きい塵や水滴があると、太陽光は様々な色(波長の光が合わさった状態のまま散乱します。そのため、空は白っぽく霞がかつて見えってしまうそうです。

また、夏に代表される入道雲や綿雲は空の低いところに位置していますが、秋の空によく見られるイロシ雲やウロコ雲は、空の高いところに位置します。視線の位置が高くなることに加え、雲の下に空が見える割合も大きいので、高く感じられるのだそうです。

今年もこのコアイソフオーメーションをご覧いただき、本当にありがとうございました。(編集担当 荻原)

**個人住民税特別徴収の納期の特例を
申請している方は、6月分から11月分までの
個人住民税の納付期限は12月12日です！
納付をお忘れにならないよう、ご注意ください。**